



金 沢 市 公 報

第 2 8 6 1 号

平成28年(2016年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業の廃止に ついて (障害福祉課)	2
○都市計画の決定について (都市計画課)	2
○都市計画の変更について (")	2
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	3

● 公 告	
○一般廃棄物処理計画のうち平成28年度の実施 計画について (リサイクル推進課)	3
○都市計画の変更に係る都市計画の図書の写し の縦覧について (都市計画課)	8
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (建築指導課)	8
○都市計画事業の認可に係る図書の写しの縦覧 について (道路建設課)	9
● 農 業 委 員 会 告 示	
○平成28年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	9
● 公 営 企 業 告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	9

告 示

●金沢市告示第75号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	山本 善輝 金沢市御所町1丁目390番地	宮下 繁 金沢市御所町1丁目254番地	平成28年3月6日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	脇山 弘之 金沢市藤江南1丁目71番地7	寺西 裕 金沢市藤江南1丁目30番地1	平成28年1月24日

●金沢市告示第76号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 白王会 クラウン歯科クリニック	金沢市新神田5丁目39番地	平成28年1月1日
訪問看護ステーション 遥	金沢市駅西新町3丁目6番17号 レジデンスパークB103	平成28年1月1日

●金沢市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
クラウン歯科クリニック	金沢市新神田5丁目39番地	平成27年12月31日

●金沢市告示第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710103183	ヘルパーステーション愛の風	金沢市高島1丁目368番地 住宅型有料老人ホーム愛の風1階	有限会社北国福祉医療開発	石川県河北郡津幡町字倉見力199番地3	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者	平成28年5月1日

●金沢市告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市二口町ハ及び若宮町チの各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	旧戸板小学校地区 地 区 計 画

●金沢市告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 防火地域及び 準防火地域	金沢市問屋町3丁目及び直江町への各一部	金 沢 市 都市整備局	副 都 心 北 部 直 江 地 区
金沢都市計画 下 水 道	金沢市北陽台2丁目の一部	都市計画課	臨 海 処 理 区

●金沢市告示第81号

平成28年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

10	城北児童公園	金沢市小金町183番ほか	昭和42年 9月1日			を
10	小金町公園	金沢市小金町183番ほか	昭和42年 9月1日	平成28年 3月22日		に、
152	三社町児童公園	金沢市三社町172番ほか	昭和53年 11月22日			を
152	三社町児童公園	金沢市三社町172番ほか	昭和53年 11月22日		平成28年 3月22日	に

改め、第7項の表中

22	神保緑地	金沢市三社町373番11	昭和57年 11月27日	平成9年 3月31日		を
22	神保緑地	金沢市三社町373番11	昭和57年 11月27日	平成28年 3月22日		に

改める。

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成28年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 実施期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2 処理区域
金沢市全域
- 3 収集処理
 - (1) し尿を除く一般廃棄物
 - ① 発生量（見込み）

区 分		発 生 量	合 計
市の 関与 量	燃 や す ご み	138,669トン/年	169,666トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	16,234トン/年	
	資 源 回 収 ご み	9,463トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	132トン/年	
	集 団 回 収 ご み 等	5,168トン/年	

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬		収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託		週 2 回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		平日随時受入れ（事前予約必要）9時～15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	破碎・再使用・ 資源化・埋立
	粗大ごみ	直営・許可業者	随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営	随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		月～金随時受入れ 8時30分～16時30分	
資 源 回 収 ご み	空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託	月 2 回 ステーション収集	資源化
	空き瓶	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	許 可 業 者		随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		東・西管理センター 土日 10時～16時 西部環境エネルギーセンター資源搬入ステーション 月～金 13時～21時 土 日 10時～21時	
			ストアークる・ステーションは、毎週日曜随時受入れ 店舗営業時間	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託		月 2 回 ステーション収集	資源化
	許 可 業 者		随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入		東・西管理センター 土日 10時～16時 西部環境エネルギーセンター資源搬入ステーション 月～金 13時～21時 土 日 10時～21時	

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 直営の粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申込みをした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）及び小型家電類）及びライターを収集する。

※ 資源回収ごみの収集日には、空き缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品（除湿機）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、瓶の収集日には、空き瓶を無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

※ 許可業者が収集することができる粗大ごみ、資源回収ごみ及び水銀含有ごみについては、建物の解体時に残置された廃棄物等臨時に排出されるものに限る。

※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

※ 資源回収ごみ及び水銀含有ごみについては、回収の後、民間へ委託し資源化する。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資 源 回 収 ご み	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、全て半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服及びおもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・ごみステーションでの分別指導の強化
- ・地域説明会の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボールコンポストの普及促進
- ・生ごみリサイクル循環システムの拡充

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
- ・多量廃棄物排出事業所への実態調査及び指導
- ・研修会の実施など

オ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に不法投棄防止ネットワーク会議やパトロール活動などを実施

- ・監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定など
- カ 顕彰制度等の推進
 - ・いいね金沢環境活動賞
 - ・小学生を対象にした「ポスターコンクール」
- ④ 資源化の方法
 - ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付
 - イ リサイクル可能な古紙の資源化を推進するため、古紙等の回収量に応じた奨励金を登録実施団体へ交付
 - ウ 家庭における資源ごみの保管負担を軽減し、資源化を一層推進するため、商業店舗や公共施設を活用した回収拠点を設置
 - エ 事業活動に伴って排出される古紙について、資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底
- ⑤ 金属類持ち去り対策
 - ア 資源ごみのステーションのパトロール活動を実施するとともに、警察と連携し合同取締りを実施
- ⑥ 収集・運搬計画
 - ア 収集区域
 - 金沢市全域
 - イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	85,932トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	4,370トン/年
		資 源 回 収 ご み	9,177トン/年
		水 銀 含 有 ご み	132トン/年
		計	99,611トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	52,737トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	11,864トン/年
		資 源 回 収 ご み	10トン/年
		計	64,611トン/年
	合 計		164,222トン/年

- ⑦ 施設概要
 - ア 中間処理施設
 - (ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

- (イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

- (ウ) 資源化施設
 - (a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/5h	12トン/5h

※ それぞれ、瓶及び水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	925,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量(見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,580キロリットル/年	8,954キロリットル/年
浄化槽汚泥等	7,374キロリットル/年	

② 収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込み)及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,580キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	7,374キロリットル/年		
合 計	8,954キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町ハ272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	64,800立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日
炉 数	170トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	925,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化及び適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 道 路	金沢市小將町及び兼六元町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	3・4・19号小將町田上線
金沢都市計画 道 路	金沢市小將町及び兼六町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	3・5・5号小立野線

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第104号	平成28年3月8日	金沢市有松2丁目388番1の一部	25.00	4.00

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第54号	平成28年3月3日	金沢市西金沢4丁目103番2先から132番2先まで	66.05	4.60
第54号	平成28年3月3日	金沢市西金沢4丁目52番2先から59番2先まで	83.00	4.60

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により次のとおり公告します。

平成28年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・3・4号北安江出雲線	金沢市	平成21年7月7日から 平成32年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 土 木 局 道路建設課

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により平成28年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月22日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

1 日時

平成28年3月30日午後3時

2 場所

金沢歌劇座第10会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (5) 金沢市農業委員会規則（昭和36年農業委員会規則第1号）の一部改正について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第9号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規

定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月22日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 副都心北部直江土地区画整理事業地の一部
 - (2) 湯涌荒屋町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湯涌荒屋町16番地
名称 湯涌水質管理ステーション
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

◎正 誤

○平成20年3月31日付け金沢市公報号外第12号の10

頁	箇所	誤	正
2	上から4行目及び5行目	特定農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

○平成27年12月28日付け金沢市公報号外第31号の5

頁	箇所	誤	正
1	上から4行目	広報公聴課	広報広聴課

平成28年(2016年)3月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄